

## 貝塚市電子入札運用基準

### 1 趣旨及び適用範囲

#### (1) 趣旨

この基準は、貝塚市が電子入札システムを用いて入札及び入札に関連する事務を行う場合の事務取扱について、地方自治法、同法施行令その他の関係法令及び貝塚市契約規則等に定めのない事項について、必要な事項を定める。

#### (2) 適用範囲

この基準は、貝塚市が発注する建設工事のうち、希望型指名競争入札で電子入札を行うと指定した発注案件について適用する。

### 2 関係法令等の遵守

#### (1) 関係法令の遵守

入札参加者は、地方自治法、同法施行令、建設業法、同法施行令等の関係法令並びに貝塚市契約規則を遵守しなければならない。

#### (2) 関係資料の熟覧

入札参加者は、貝塚市建設工事入札実施要綱、希望型指名競争入札方式実施要領、入札心得又は指名通知書、仕様書、図面及び現場等を熟覧のうえ、入札に参加しなければならない。この場合において仕様書、図面等に質疑がある場合は、「7 質疑及び回答」で定めるところにより質問することができる。

### 3 公正な入札の確保

#### (1) 独占禁止法の遵守

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

#### (2) 入札価格の決定

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

#### (3) 秘密の保持

入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

### 4 用語の定義

この運用基準において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

#### (1) 貝塚市電子入札システム

貝塚市（以下、「本市」という。）が、自らの発注する入札業務を執行するために利用する大阪電子自治体推進協議会システム運用管理規程に基づく電子入札

システムサービス（以下、「システム」という。）。

(2) 電子入札

システムのプログラムを使用して、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式 その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の送受信により執行する入札

(3) 会場入札

電子入札によらない、入札参加者が紙媒体の入札書に必要な事項を記入し、入札会場に直接持参して執行する入札

(4) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子入札用ICカード

(5) 電子ファイル

電子入札において提出書類として扱う電子文書

5 電子入札による発注案件の取扱い

(1) 電子入札の対象

1 (2) に規定する案件は、5 (2) に該当する場合を除き、電子入札のみにより行うものとする。1 (2) の規定によりこの基準を適用する入札にあつては、全ての入札参加者がシステムにより電子入札を行うものとし、会場入札による入札参加との併用は行わない。

(2) 電子入札から会場入札に変更する基準

電子入札による手続きの開始後、電子入札の続行が困難な事由が生じたときに限り、電子入札の手続きは中止し、あらためて会場入札の手続きを行うものとする。

<続行が困難な事由の例示>

- ・ システム上の障害等によりシステムが長期間にわたり使用不可となった場合

6 発注案件の設定等

(1) 各受付期間等の設定

入札書等の受付は、あらかじめ設定した日時をもってシステムによって締切ることとし、その後は入札書等を受け付けない。

(2) 設計金額等の表記

設計金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。

最低制限価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額とする。

入札金額については、消費税及び地方消費税額を含まない金額で千円止めを入力する。

### (3) 公表日（指名日）以降の発注案件登録情報の修正

公表日（指名日）以降において、発注案件登録情報について修正する必要がある場合は、以下により速やかに変更を行うものとする。

- ①既に登録している修正が必要な案件については、入札締切日時及び開札日時等の変更を行い、入札参加者にシステム等を使用して通知する。
- ②修正が必要となった案件を新規発注案件として登録する。

## 7 質疑及び回答

入札参加者が質疑を行う場合は、発注図書に添付の「設計図書等に関する質問およびその回答について」のお知らせを参照すること。なお、入札参加者からの質疑内容に入札参加者名を特定できる内容の記載のあるとき等、公正な入札執行の妨げとなる場合は、回答をしないものとする。

## 8 連絡事項の確認

入札参加者に対し、電子入札の手続き等に関して通知を行う場合、システムの情報公開機能または本市ホームページ等により情報を提供するものとする。

なお、連絡事項の情報を閲覧しなかったことによる手続きの不備は、これについて異議を一切認めないものとする。

## 9 入札書等の提出

### (1) 入札参加申込申請書の提出

入札参加申込書類は、入札参加者がシステムにより提出するものとする。一の建設業種について複数の申込をすることができる。ただし、開札(入札)日時が先の一般競争入札又は指名競争入札で落札した建設業者は、後に続く同一の建設業種に係る入札には参加することはできないため「辞退」とする。

### (2) 工事費積算内訳書の提出

入札には工事費積算内訳書の提出を必須とする。添付がない場合は、「無効」とする。

入札参加者は、工事費積算内訳書について、表紙に会社名を記入し、工事担当課が指示したページのすべての項目（数量、単価金額、合計金額、記載ない部分の数量等）に記入すること。会社名の記入がない場合、未記入箇所がある場合は「無効」とする。なお、電子入札における工事費積算内訳書は押印不要とする。

### (3) 添付書類等の提出方法

入札書等の提出の際に提出を求める添付書類等は、入札参加者がシステムにより提出するものとする。

### (4) アプリケーションソフト及びファイルの形式

入札参加者が提出する電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次の表に掲げるものとする。電子ファイルの圧縮を認める

場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定し、自己解凍方式は指定しないものとする。

番号	使用アプリケーション	ファイル形式
1	Microsoft Word	doc 又は docx 形式
2	Microsoft Excel	xls 又は xlsx 形式
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル
		画像ファイル (JPEG 形式、GIF 形式)

注)ファイル保存時、送信時に失われる機能は使用させないこと。

#### (5) 入札書等の無効等

次のいずれかに該当する入札は「無効」とする。

- ①入札金額、くじ入力番号等の必要な事項の入力を欠き、または積算内訳書等の必要な書類が添付されていない場合。
- ②入札参加資格を有しない者のした入札
- ③開札日時時の時点で有効な経審の写しの提出がない者のした入札
- ④無権代理人のした入札
- ⑤入札に際し、連合等不正行為を行ったと明らかに認められる入札
- ⑥同一入札で同一人物(代理人の場合も含む)が2以上の入札書でした入札
- ⑦工事費積算内訳書の記載内容に不備(指示ページの落丁、金額や数量の記載漏れ等)がある入札
- ⑧工事費積算内訳書等を提出しないもののした入札、また当該入札案件とは別の入札案件の工事費積算内訳書を提出した入札
- ⑨工事費積算内訳書に記載された工事価格を上回る入札
- ⑩入札金額が千円止めでない等、記載誤りがある入札
- ⑪入札の金額等の意思表示が不明瞭な入札
- ⑫その他入札に関する条件に違反した入札

なお、最低制限価格を下回る入札を行った場合は、「失格」とします。

#### (6) 入札書等の書換え

システムにより提出された入札書、工事費積算内訳書等は、いかなる時点においても書換え、引換え、撤回を認めない。

#### (7) 入札書等が未到達の場合の取扱い

入札参加申込申請があったにもかかわらず、入札締切日時までに入札書等がシステムに到達していない場合は、当該業者が入札を無断欠席したものとみなし、「欠席」とする。なお、3回連続で「欠席」した場合は貝塚市入札参加停止要綱にもとづき、指名停止措置を講じる。

#### (8) 入札を辞退する場合の取扱い

入札の辞退はシステムにより行うものとする。ただし、入札書受付期間を過ぎ

て入札を辞退する場合（システムで入札書等提出後に技術者不在等の理由により辞退する場合も含む。）は、開札時間までに契約検査課に連絡した上で、任意様式で辞退届（紙）を提出することで辞退することができる。いずれの場合も一度提出された辞退届は撤回できない。

## 10 開札

### (1) 開札

開札は、入札（開札）予定日時以降に複数の職員でシステムにより行う。

### (2) 積算内訳書の確認

積算内訳書の添付を求めている場合、有効な入札を行った入札参加者全ての積算内訳書を確認しなければならない。

### (3) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者（積算内訳書等の添付を求めている場合で、積算内訳書に不備がある者は除く。）のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、システムのくじ機能によるくじの実施後、落札者を決定する。なお、システムのくじの仕組みは次のとおりとする。

①入札参加者が入力した任意の3桁以内のくじ用数値（くじ値）に、入札書がサーバーに到達した時間の秒（入札秒＝くじ用乱数）を足す（下3桁有効）。

②くじ対象者について、入札書がサーバーに到達した順（入札順）に1、2、3、…と到達番号を割り当てる。

③次の計算式によって「余り」を算出する。くじ対象者の①／くじ対象者数

④くじ対象者数から「余り」を引き、この数値と②の到達番号が一致した者が落札者となる。

### (4) 入札の取りやめ

入札を取りやめる場合、備考欄に取りやめ理由を記述して、入札状況登録を行う。

## 11 開札後の公表、参加資格の確認等について

### (1) 入札状況の公開

開札後、速やかに入札状況を公開しなければならない。ただし、当該入札に関して調査を行う場合はこの限りでない。

### (2) 入札調査の場合

当該入札に関して調査を行う場合、入札参加者名は公開しないものとする。

## 1.2 異議の申立て

入札参加者は、入札後、仕様書、設計図書、現場等についての不明または錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

## 1.3 入札参加者のICカード（代表者の権限の委任等）

### (1) 電子入札に使用できるICカード

電子入札に参加できる者は、本市の入札参加資格を有している者のうち、システムにICカード登録（利用者登録）をしている者とする。なお、ICカードの名義は、次のいずれかであることとする。

- ① 入札参加資格者名簿に登録されている者
- ② 上記の者より代理人として、電子入札に関する入札・見積りについての権限の委任を受けている者（ただし、所属団体を同じくするものに限る）

### (2) ICカード登録審査

ICカード登録の審査は次のとおり行う。

- ① ICカード登録の審査はシステムにより行う。
- ② 入札参加者は一者あたり複数枚のICカード登録を行うことができるものとする。
- ③ ICカード登録審査が完了した者にのみ、システムによる電子入札への参加を認めるものとする。

### (3) ICカードが失効した場合の取扱い

1.3 (1) により電子入札に参加することができるICカードの名義人が、当該企業に属さないこととなった場合等によりICカードが失効したときには、当該ICカードによる電子入札への参加を認めない。ただし、当該企業において登録している他の有効なICカードを用いて、電子入札に引続き参加することができる。

### (4) ICカード登録情報の変更

入札参加者が登録を行ったICカードの連絡先情報（連絡先メールアドレス、連絡先電話番号、連絡先住所等）については、入札参加者が随時変更することを認めるものとする。

## 1.4 ICカードの不正使用等の取扱い

入札参加者がICカードを不正に使用した場合は、貝塚市入札参加停止要綱の定めるところにより指名停止措置等、その他契約事務上相当の措置をとるものとする。

<ICカードを不正に使用した場合の例示>

- ① 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合。
- ② 同一案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合。

#### 1 5 契約書の提出期間

落札者は、落札決定の通知を受けた後、契約検査課へ契約書類を取りに来庁すること。そのうえで、落札決定の通知を受けた日から起算して7日以内に、記名押印した契約書その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。ただし、本市の承諾を得た場合はこの期間を延長することができる。

#### 1 6 障害時等の取扱い

システムに障害が発生し、入札を予定したとおりに執行できない場合には、入札書受付締切日時及び入札（開札）予定時間の変更（延長）を行う（なお、電子入札から会場入札へ変更する場合は5（2）による）。

入札参加者のパソコンや IC カード、インターネット環境に不具合があったとき等で電子入札に参加できない場合において、本市は代替措置を講じないため、不測の事態に備え、予備の機器等を用意することを推奨する。

附 則 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この基準は、令和6年6月1日から施行する。

附 則 この基準は、令和7年8月1日から施行する。

(様式1号)

# 貝塚市希望型指名競争入札参加申込書

## 【 電子入札用 】

令和 年 月 日

貝塚市 総務部 契約検査課長 様

( 申 込 者 )

所 在 地

商号または名称

代表者職・氏名

貝塚市建設工事入札実施要綱等を厳守し、貝塚市発注の下記工事における希望型指名競争入札参加申込書を提出します。

↓参加する工事名を選択 または、入力してください。 ※合併入札の場合は、「〇〇工事及び〇〇工事」と記載

工事名

### 【確認事項】

自社は、当該工事のランクに対応したランクに格付けされている。

自社は、当該工事と同業種の工事を施工中ではない。

当該業種に対応の技術者の配置が可能である。